

4月1日から、各種証明などの手数料・公共施設などの使用料が変わります

市では、行政サービスや公共施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、受益者に適正な負担を求め、料金を基本原則として、「使用料・手数料の設定に関する基本方針」に基づき、料金全体の見直しを行いました。

今回の改定は、合併後初めての見直しとなり、合併前の料金体系や、長年にわたり据え置かれてきた手数料・使用料などについて、公平で分かりやすい料金体系に改定しました。

なお、手数料・使用料については、今後も引き続き5年ごとの見直しを予定しています。

■手数料

税などの督促手数料が50円から100円に引き上げとなるほか、主な改定は下表のとおりとなります。

■使用料

公園・さざなみ館・公民館など33施設の使用料が改定されました。

証明書の種類	3月31日まで	4月1日から	所管課
租税公課に関する証明	200円	300円	税務課(内線531)
住民票			市民生活課 (内線566・569)
住民票記載事項証明			
住民票の閲覧			
印鑑証明			
印鑑登録証の交付			
戸籍附票の写し			
埋火葬証明			
身分証明			
農地関係諸証明			

※手数料・使用料の改定についての詳細は、市役所及び各地域事務所の所管課に問い合わせるか、市政情報コーナー、伊予市ホームページの新着情報、または各施設に掲示する料金一覧表をご覧ください。

休日や夜間に住民票の請求ができる「住民票ポスト」をご利用ください

市民生活課(内線566・569)

市では、市庁舎玄関に「住民票ポスト」を設置しています。平日の昼間は仕事があるため、住民票が請求できない方は、ぜひご利用ください。

■住民票ポストで請求できる方

伊予市に住民登録のある方ご自身、または同じ世帯の方のみとなります。

■請求に必要なもの

○書面(請求者の住所・氏名、世帯主の氏名、世帯全員の住民票か一部のものかの区別、一部の場合は必要な方の氏名、本籍の表示や世帯主との続柄を記載するか省略するか)の区別、必要枚数、連絡先の

電話番号を記載したもの)
○請求する方の本人確認書類の写し
○手数料
1通につき200円(3月30日以前投函分)、もしくは300円(3月31日以降投函分)
○あて名を明記し、80円切手を貼った返信用封筒

■その他

○住民票ポストの開扉は、平日の午前中に行います。
○住民票は広域交付(他市町での交付)や郵送でも請求できます。詳しくは、市民生活課にお問い合わせください。

家を取り壊したときの固定資産税について

市では、新增築家屋の調査を不動産登記申請などにより実施し、この調査をもとに賦課期日(1月1日現在)の状況を固定資産課税台帳に登録し、翌年度から課税しています。

また、取り壊し家屋についても、不動産登記申請などによる実地調査や見回りを行い、翌年度の固定資産課税台帳から除くこととしています。

しかし、登記申請をしていない、または未登記である場合の家屋の取り壊しについては、調査員が道路から目視できないなど、現況把握が困難な場合もあるため、法務局で滅失登記申請の手続きを行うか、「家屋滅失届書」を税務課に提出してください。

■問い合わせ

税務課(内線532・534)

伊予市参画協働推進委員会の委員を募集します

まちづくり創造課（内線667）

市では、「伊予市自治基本条例」に基づき、市民・団体・企業などの参画と協働を進めながら市政運営に取り組んでいます。このたび、参画と協働に関する事項について調査検討するため「伊予市参画協働推進委員会」を設置することとなり、その構成員となる市民の皆さんを次のとおり募集します。

○市内に在住する20歳以上の方（公職に就いている方や市職員を除く。）

■応募資格

○市内に在住する20歳以上の方（公職に就いている方や市職員を除く。）

■募集委員

公募による市民2人

■他の構成員

地域団体関係者など6人

■任期

委嘱の日から2年間

■報酬

市の規定による報酬（日額）を支給

■委員会の開催

年に2回程度

■選考方法

「市民の参画と協働」を題材にした作文（400字程度）による作文審査（審査結果は全員に通知します）

※参画とは、市民などが行政施策の立案、実施、評価までの過程に主体的に参加すること。

※協働とは、市民、市議会、市の執行機関が共通の目的を実現するため、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協力すること。

※応募申込書は、まちづくり創造課で受け取るか、伊予市ホームページからダウンロードできます。

■応募方法

応募申込書に応募の動機を記入し、作文を添付して、直接、または、郵送、Eメールで提出してください。

2月18日（金）必着

■提出先・問い合わせ

まちづくり創造課（〒799-13193、伊予市米湊820番地、Eメール matdukuri@city.iyo.lg.jp）



伊予市食育推進計画の策定について 意見公募手続制度による意見を求めます

伊予市保健センター ☎983-4052

市では、伊予市意見公募手続条
例に基づき、次のとおり皆さんか
らの意見を募集します。

■政策等の名称

伊予市食育推進計画（案）

■閲覧場所

・市役所1階ロビー
・中山・双海地域事務所

■閲覧期間・意見の提出期間

2月4日（金）～25日（金）

※伊予市ホームページで見ることでも

きます。

■意見の提出方法

意見提案書（所定の様式）に必要事項を記入し、直接持参、郵便、ファックス、Eメールのいずれかで提出してください。

■提出先・問い合わせ

伊予市保健センター（〒799-13193、伊予市米湊820番地、☎983-4052、Eメール hoken-center@city.iyo.lg.jp）

ホフ ステッフ 消費者カ

◆家の周囲を点検しよう！

- 給湯器に見覚えのないステッカーが貼られていた。
- シールの事業者を設置業者と勘違いして連絡してしまった。

【アドバイス】

- 「修理不能」「部品がない」などと説明し、主に電気温水器に買い替えさせるケースもあります。
- 給湯器が故障した時は、購入先の業者またはメーカーのホームページや取扱説明書にある修理連絡先に問い合わせましょう。

「見守り新鮮情報」「子どもサポート情報」 メールマガジン配信中！

消費者庁・国民生活センターのホームページ（<http://www.kokusen.go.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ・ご相談は、

消費者相談窓口（産業経済課）

専用電話 ☎982-1289

※月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

市営住宅入居者の募集について

都市整備課（内線595）

中山地域支援課 ☎ 967-1111

双海地域支援課 ☎ 986-1111

平成23年度の市営住宅入居希望者を次のとおり募集します。

■募集対象住宅

下表のとおり

■入居資格

- 市内に住所、または勤務場所があること
- 現在、住むところに困っていること
- 同居を予定する親族がいること（条件により単身も可）
- 世帯全員の所得月額が基準額（15万8千円、または21万4千円）以下であること
- 地方税（市税）を滞納していないこと

○いわゆる「暴力団員」でないこと
※詳しくは、都市整備課にお問い合わせください。

■家賃

入居する者の所得や対象住宅の立地条件などによって決定します。

■選考方法

住むところに困っている度合い

により選考し難しい場合は、公開抽選で決定します。なお、空き戸数がない場合は、補欠入居者として抽選で入居順位を決めます。
※母子、高齢者、心身障害者世帯などについては、入居順位の優遇があります。

■応募受付期間

2月1日（火）～18日（金）（8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日を除く。）

■応募手続

申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、提出してください。

※申込書は、都市整備課、中山・双海地域支援課窓口にあります。



■募集対象住宅

団地・住宅		本庁地区			中山地区				双海地区				
		安広団地	新川団地	鳥ノ木団地	門前住宅	竹之内団地	豊岡団地	寺尾団地	下灘団地	二瀬団地	あかね団地	夕やけ団地	双海団地
住宅基本情報	建築年度	H14	H7	S48～54	H14	H8	H2	S51～53	H18	H13	H10	H8	S47
	家賃目安	23～57千円	20～41千円	9～26千円	13～48千円	12～39千円	18～36千円	12～24千円	20～39千円	19～37千円	18～34千円	18～35千円	4～8千円
	住居形態	3LDK 3DK 2DK	3DK 2DK	3DK	3LDK 1DK	3LDK 1DK	3DK	3K	3DK	3DK	3DK	3DK	2K
	浴室・トイレ	有	有	有(※)	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	エレベーター	有	1棟有 2棟無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
	駐車場	有	有	有	有	有	有(少)	有	有	有	有	有	有
	その他	電化	電化	—	一部電化	一部電化	—	—	電化	電化	—	—	—

※平成23年4月以降に空室となった場合に、入居するための申し込みとなります。

※家賃目安は、入居者資格内における家賃額の幅を表記しています。家賃額は所得によって変動します。

※鳥ノ木団地の浴槽・給湯設備は、入居者による設置・管理となります。

※駐車場は、満車場合があります。

臨時職員を募集します

市では、次の職種について臨時職員を募集します。

- 職種など
下表のとおり
- 応募方法

市販の履歴書に必要な事項を記入し、持参または郵送してください。

※身体障害者手帳、資格、免許証の写しを添付してください。

■締め切り
2月18日(金)(募集人員に達しない場合は、随時受け付けを行います。)

職種	人数	賃金(日額)	応募要件
事務職	2人	6,400円	○身体障害者手帳の交付を受けている方 ○自力による通勤ができ、介助なしに職務を遂行できる方
介護支援専門員	1人	8,120円	○各職種ごとに交付された資格を有する方
保育士	若干	7,070円	○普通自動車運転免許を有する方
福祉バス運転手	1人	6,400円	中型または大型自動車運転免許を有する方

※賃金については、勤務時間に応じて異なります。

※面接の上、採用者を決定します。

総務課(内線560・561)

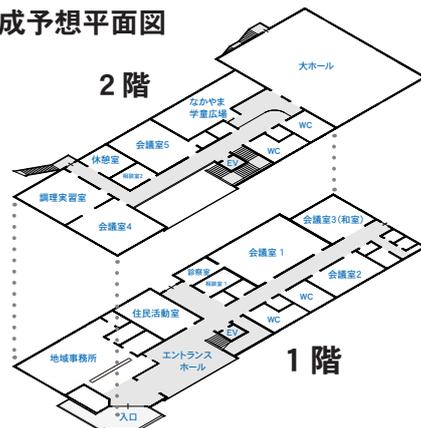
中山地域事務所・自治支援センター(仮称)建設のため
4月から中山地区公民館が利用できなくなります

市では、中山地域事務所をはじめ、複数の施設を統合した「中山地域事務所・自治支援センター(仮称)」の建設を計画しています。



この施設の建設工事に伴って、中山地区公民館は、4月1日から利用できなくなります。利用を予定している方や団体は、他の施設の利用をお願いします。

■完成予想平面図



坊っちゃん劇場 完熟「一期座」によるミュージカル『人生いろいろ五色姫』が伊予市で開催されます。五色姫伝説を題材にしたまちづくりの物語です。皆さんぜひご覧ください。

■日時 3月26日(土) 2回公演
①10:30～②14:00～

■場所 伊予市市民会館

■入場チケット料金 大人1,000円、子ども500円(中学生以下) ※席に限りがありますので、事前にチケットの購入をお願いします。

■問い合わせ

伊予市商業協同組合(☎946-7245)
伊予市産業経済課(☎982-1111)

---チケット販売所---

にくの一色、丸神衣料店、武智写真館、片岡書店、つるや呉服店、竹田時計店、喫茶ラ・ガール、町家、伊予市商業協同組合

■建設場所

中山地区公民館敷地内

■工事期間

4月～平成24年3月

■工事に関する問い合わせ

庁舎建設課(内線581・582)

■公民館使用に関する問い合わせ

中山地域事務所地域支援課

☎967-1111

＝2月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。

	納期限	口座引落日
固定資産税(第4期) 国民健康保険税 普通徴収(第8期)	2月28日(月)	2月28日(月)

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

**国民年金の手続きはお済みですか？
これから年金を受給される皆さんへ**

健康保険課（内線547）

年金を受け取るためには、

手続き（裁定請求）が必要です

年金は、年齢が達すれば自動的に受け取れると思っていない方も、年金を受給するためには、受給者本人が年金を受け取る手続き（裁定請求）をしなければなりません。その際に必要となる届出書が「裁定請求書」です。

裁定請求書の事前送付について

【年金の受給資格がある方】

年金の受給資格があり、60歳または65歳で受給権が発生する方には、年金支給開始年齢に達する誕生日の約3か月前に、日本年金機構から本人あてに「裁定請求書」が送付されますので、記載内容を確認し、記入・押印の上、必要な書類（戸籍謄本など）を添付して年金事務所に提出してください。

※「裁定請求書」は、誕生日の約3か月前に送付されますが、裁定請求書の提出や必要書類（戸籍謄本など）の発行日については、受給権発生日（誕生日の前日）以降のものとなりますので

ご注意ください。

【裁定請求書が届かない場合】

裁定請求書が届かない方は、日本年金機構で年金の受給資格が確認できなかった方です。ただし、国民年金に加入していなかった時期でも、合算対象期間（カラ期間）として認められれば、受給資格を満たす場合もありますので、年金事務所へお問い合わせください。

※「カラ期間」には、

- ① 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、配偶者の扶養であった期間
 - ② 昭和36年4月から平成3年3月までの間に、学生であった期間
 - ③ 昭和36年4月以後、海外に在住していた期間
- などがあります。

問い合わせ

松山西年金事務所（☎92515105）、または健康保険課。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

（12月末日現在）

	12月	累計	前年比
発生	9件	171件	-41件
死者	0人	4人	-1人
傷者	14人	226人	-59人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

（12月末日現在）

	12月	累計	前年比
侵入盗	1件	34件	-28件
自動車盗	1件	5件	-2件
オートバイ盗	1件	17件	-4件
自転車盗	5件	58件	+8件
車上ねらい	3件	45件	+1件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
2	5(土)	K・シマダ	下吾川 983-6553
	6(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	11(金)	(有)栄電機設備	中山 967-1318
	12(土)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	13(日)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	19(土)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	20(日)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	26(土)	未来設備	尾 崎 983-5282
3	27(日)	功栄設備	中 村 982-5888
	5(土)	(有)升田金物店	出 漕 967-0067
	6(日)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
平成22年中の火災の発生・救急出場状況報告

伊予消防署 ☎ 982-0657

火災の発生状況

平成22年中における伊予市の火災件数は左表のとおりとなっております。

■火災発生状況

区分	平成21年	平成22年	前年比
件数	16	10	△6
損害額(千円)	61,213	6,936	—
建物			
件数	13	4	△9
焼損面積(m ²)	1,168	340	△828
焼損表面積(m ²)	165	0	△165
損害額(千円)	57,722	3,615	—
林野			
件数	0	0	0
焼損面積(a)	0	0	0
損害額(千円)	0	0	0
車両			
件数	2	4	2
損害額(千円)	3,470	3,321	△149
船舶			
件数	0	0	0
損害額(千円)	0	0	0
その他			
件数	1	2	1
損害額(千円)	21	0	△21
り災世帯数	8	1	△7
り災人員	18	5	△13
負傷者数	4	4	0
死者	0	1	1

※調査中の建物火災1件分の損害額は未計上。

■地区別火災発生件数

地区	平成21年	平成22年
本庁地区	12	6
中山地区	2	2
双海地区	2	2

■出火の原因と件数

原因	件数
排気管	1
電気機器	1
内燃機関	1
火あそび	1
たき火	1
放火	1
その他	2
不明	1
合計	9

※調査中の1件分は未計上。

■救急車の出場件数

	平成21年	平成22年	前年比
出場件数	1,756	1,783	27
搬送人員	1,680	1,723	43

■搬送人員の内訳

内訳	人数
急病	1,049
一般負傷	241
交通事故	204
その他	229
合計	1,723



「診てもらえる」と思い込み、救急車に頼らなくても良かったと思われる軽い症状の方や、急を要する病気でないが、どこの病院に行けばよいか分からないなどの安易な要請が多く見られました。本場に生命にかかわる傷病者の搬送に支障をきたす恐れがあります。緊急性のない軽いけがや病気のときは利用を控えるなど、119番する前に自家用車やタクシーが利用できるか、今一度検討してみてください。

全国の火災統計によると出火原因はさまざまですが、住宅火災による死傷者は建物火災の約9割を占め、死亡原因の約6割が逃げ遅れによるものです。自分の家は大丈夫と思っても、火災はちよつとした油断や不注意から発生するものが大半です。自分たちの生命や財産は自分

救急車の出場件数は、平成22年中の救急出場件数は、下表のとおりとなっております。搬送人員1723人は、市民22人に1人が救急車を利用したことになります。また、搬送人員のうち、軽症者が50%を占めています。救急車は、誰でも要請さえすれば利用することができますが、一部では「救急車で病院に行く」と早

■伊予市管内の火災と救急出場件数(12月末日現在)

種別	12月分			累計		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	1	0	0	6	2	2
	1			1,783		
	113	15	22			
150	214	256				
救急出場 件数	113	15	22	1,313	214	256
	150			1,783		
	113	15	22			
150	214	256				

火災・救急 → 119

☎ **火災 救急病院 案内 982-5959**

5月31日までに『住宅用火災警報器』を設置しましょう



すべての住宅に、5月31日までに『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられています。あなたを守る・家族を守る『住宅用火災警報器』を設置しましょう。

悪質な訪問販売にご注意を！